

工第 732 号
令和 7 (2024) 年 2 月 27 日

(一社) 栃木県経営者協会 会長 様
(一社) 栃木県商工会議所連合会 会長 様
栃木県商工会連合会 会長 様
栃木県中小企業団体中央会 会長 様
(公社) 栃木県経済同友会 筆頭代表理事 様

栃木県産業労働観光部工業振興課長

「価格交渉促進月間 (2025 年 3 月)」の実施に係る周知について (依頼)

本県の産業労働行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、政府では、中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、毎年 3 月と 9 月を「価格交渉促進月間」に位置づけています。その中で、春闘が山場を迎える 3 月は、賃上げ原資の確保に向けて、価格交渉・価格転嫁にとって極めて重要な時期であり、発注企業・受注企業に対し、サプライチェーン全体での積極的な価格交渉・価格転嫁を行うことを呼びかけているところです。

つきましては、本通知の趣旨を御理解いただき、貴団体の会員企業に対し、適切な価格転嫁の実現のための価格交渉の実施、並びにサプライチェーン全体の付加価値向上と、大企業と中小企業の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」への積極的な参加について、御周知、働きかけいただきますようよろしくお願いいたします。

参考ホームページ

1 適切な価格転嫁の実現に向けた支援情報等について (県ホームページ)

https://www.pref.tochigi.lg.jp//f02/kakakutenka/r5_torikumi.html

2 価格交渉促進月間について (中小企業庁ホームページ)

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

3 パートナーシップ構築宣言

<https://www.biz-partnership.jp/>

※令和 6 (2024) 年 10 月に、パートナーシップ構築宣言のひな形が改正されておりますので、改正後の様式での宣言、宣言更新をお願い申し上げます。

産業労働観光部 工業振興課 地域産業担当
TEL : 028-623-3198
MAIL:kougyou@pref.tochigi.lg.jp